

スウェーデンの公的扶助制度について（3）

城 戸 喜 子
（社会保障研究所主任研究員）

目 次

I 公的扶助の法制・行政機構と運用・実施

1. 社会サービス法の内容と問題点

- (1) 社会サービス法の目的と内容
- (2) 社会サービス法の特色と問題点

2. 社会サービス法における公的扶助関係の規定

（以上本誌No.76に掲載）

3. 中央政府による公的扶助実施の具体的指針

- (1) 公的扶助実施に関する中央政府の勸告書
- (2) 物価水準，社会保険基礎額と扶助基準・加算の指針

4. ストックホルム市第17福祉地区における公的扶助行政

- (1) 第17福祉地区の特徴と同地区福祉事務所の行政機構
- (2) 第17福祉地区における公的扶助行政

II 公的扶助受給者（世帯）の状況及び費用の規模

1. 公的扶助の受給者（世帯）—絶対数，受給率，及びその構成

- (1) 受給者数及び受給率の推移と失業率との関係

（以上本誌No.77に掲載）

(2) 受給者と受給世帯の構成、類型、及び受給期間

スウェーデンに於ける公的扶助受給者の多くは若年層と移民であると予想される為、以下では受給者の年齢階層別構成比と世帯類型別構成比の表、及び外国籍受給者・外国籍者についての情報を少し整理し、検討することとする。先ず、表2.3扶助受給者の年齢別構成について説明する。

同表は1980年までが全国レベルの、1984年がストックホルム市の状況を示している。年齢階層区分について注意すべきことは、1978年までと1980年以降の相違である。即ち、上の二つの年齢階層について両期間で境界値を変更しているのは、1976年に年金支給開始年令が67歳から65歳に引き下げられた為である。尚、年齢階層区分がやや粗いと思われるが、長期時系列を得るためには仕方がない。特に16～39歳層をより細かく分けることが望ましい。同表によると、確かに16～39歳の若い層の割合が1945年以来一貫して上昇し続け、1975年の時点で既に6割を超え1980年には約7割にも達して

いることが分かる。1980年のストックホルム市の数値はないが、大都会であることを考えると恐らく全国より高めで、既に7割以上に上っているものと想像される。又、1984年の同市に於ける16～39歳層の構成比は一層高く、全体の約四分の三に達しており、若年層の扶助受給が如何に大きな問題であるかが示されている。逆に老齢年金受給年齢層の扶助受給者全体に占める割合は、年金制度の拡充につれて特に国民付加年金制度の成立と共に低下している。又、0～15歳層は1970年代前半を境に激減している。この理由は児童手当制度の改善及び給付額の引き上げによる。しかし16～20歳の青年層の扶助率は高いものと思われる。

続いて表2.4により世帯類型別扶助受給者の構成を観察するが、この場合も1980年までの数値が全国レベルのものを示し、それに1980年以降のストックホルム市の統計を加えてある。先ず両地域の数値が揃う1980年に於ける状況を見ると、単身男性の割合が抜きん出て大きいことが第一の特徴と言える。特にストックホルム市の場合には

表2.3 扶助受給者の年齢階層別構成 (%)

	1945	1955	1965	1973	1975	1978	1980	1984**
0～15歳	28	35	35	35	0	0	0	—
16～39歳	19	21	24	40	61	68	69	73
40～66 (40～64)	29	32	28	21	31	26	25*	23*
67～ (65～)	24	12	13	4	7	6	5*	5*
計	100	100	100	100	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所：W. Korpi, 上掲論文 (1945～1973)

SCB. Social vården, 1975, 1978, 1980

Stockholm Kommun, USK, Rapport nr : S 1985 : 12,

Socialvård. 1985-07-12

注(1) *印は60～64才, 65～

(2) ** 印はストックホルム市

表2.4 扶助受給者の世帯類型別構成（全スウェーデンとストックホルム市）（％）

	1945	1955	1965	1973	1975	1978	1980
单身男性	28	27	30	36	38	41	40
单身女性（子供なし）	38	29	25	19	19	18	18
〃（子供あり）	6	11	13	14	15	16	18
夫婦（子供なし）	12	12	13	9	9	7	6
夫婦（子供あり）	15	21	19	22	19	17	17
全スウェーデン	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	1980	1981	1982	1983	1984
单身男性	50	50	49	47	47
单身女性（子供なし）	22	22	24	24	24
〃（子供あり）	18	19	15	15	15
夫婦（子供なし）	3	3	4	4	4
夫婦（子供あり）	7	7	8	9	10
ストックホルム市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所：Korpi, "Poverty, Social Assistance and Social Policy in Post-war Sweden", Acta Sociologica No. 1974: 2-3 (1945~1973)
 SCB. Statistisk Årsbok, 1982/83 (1975~1980)
 Stockholm Kommun, USK, Rapport nr: S 1985: 12, Socialvård. 1985-07-12

50%と全体の半分を占めているが、その殆ど全部が子供の居ないケースである。即ち、かなり若い独身の男性が結婚経験があっても子供を女性の方に渡している場合であろう。又、ストックホルム市の場合には多くの移民が含まれているものと想像される。更に全国レベルの時系列を見ると、单身男性の構成割合は1970年代の後半まで徐々に増大している。この後その構成比はやや低下傾向に移ったのではないと思われる。というのは、1980年の数値は1978年のものより幾分低めであり、又ストックホルム市の1980年代に入ってから推移が低下傾向を示しているからである。

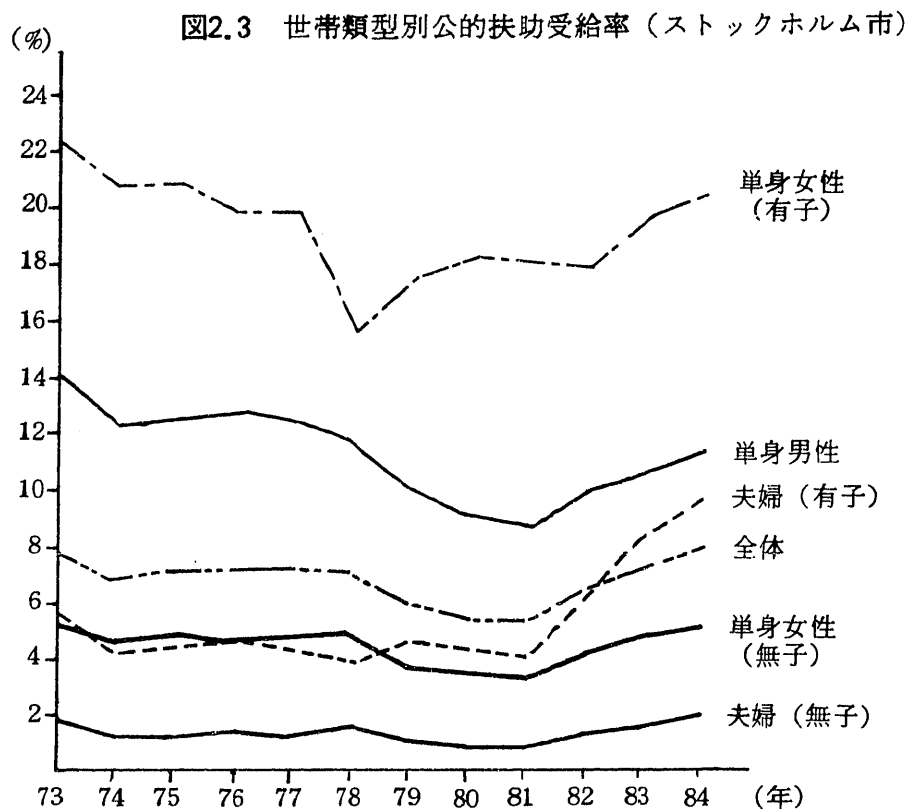
次に構成比が高いのは全国レベルでは、子供の居ない单身女性と子供の居る单身女性（母子世帯）、ストックホルム市では子供の居ない单身女性となっている。全国レベルにおける子供のいない单身女性と母子世帯との相違は、前者が時間的経過につれてその比重を下げているのに対し、後者は逆にその比重を趨勢的に増して来ていることである。これは母子世帯そのものの増加傾向に起因している可能性がある。しかしストックホルム市に於ける母子世帯の構成比は1981年を境に低下し、その後は一定水準を保っている。これは母子世帯そのものの低下が、同市で1980年代初めに起こっ

た為であろうか。こうした母子世帯そのものの増減による効果を除いた結果をみる為に、ストックホルム市の世帯類型別扶助受給率を図2.3に掲げた。尚、世帯類型別扶助受給率とは、例えば扶助受給母子世帯数を全母子世帯数で割ったものである。

同図によると構成比では圧倒的に大きな数値を示した単身男性の受給率よりも、有子単身女性（母子世帯）の受給率の方が遙かに高くしかも後者は1978年を谷底として増加傾向にあり、確かに1980年頃を境に一時的にやや低下しているが、それ以降は再び増加に戻っている。母子世帯の受給率が他の世帯のそれにくらべて何故高いかについては、恐らくパートタイム雇用による稼働収入の低さや伝統的に女性の職場とされている仕事に就こうとする傾向、その為にどうしても低賃金になり勝ちであること、¹⁶⁾

保育所の不足等が理由ではないかと考えられる。このような子供のいる単身女性の場合に対し、構成比ではストックホルム市でも1980年以後一貫して母子世帯より数値の大きかった子供の居ない単身女性の場合、全世帯の扶助受給率よりも低い水準を推移しており、あまり重要な問題ではないように思われる。又、単身男性の扶助率も観察期間全体を通して見れば低下の趨勢を示すが、1981年を谷底として増大に向かっている。

このように、扶助受給世帯の中でどの類型の世帯に問題があるかを知る為には、それぞれの世帯数変化の効果を除去した結果を見るという意味で、構成比と共に世帯類型別の扶助受給率に注目すべきである。同図によると全世帯の扶助率よりも高い扶助率の世帯は、1980年代の初め迄は母子世帯



と単身の男性の二者であったが、それ以降子供のいる夫婦世帯の受給率が急上昇しているのが著しい特徴と言える。夫婦世帯の場合には構成費の表による限り特にストックホルム市の場合、子供が居ても居なくてもその重要性は大きくなかった。確かに子供のいる夫婦世帯の受給割合はやや増加傾向を示しているが、それでも最近年の1984年の時点で1割にしか過ぎない。ところが前述のように、図2.3の有子夫婦の受給率は1981年以降かなり著しく上昇している。即ち少なくとも近年のストックホルム市では、有子夫婦世帯の貧困も問題であることが明確に理解できる。他方、子供の居ない夫婦の場合には受給率が非常に低いレベルを推移しており、その点は構成比からの議論と同じである。これはスウェーデンに於ける公的扶助の一大特色である。

こうした扶助受給者及至世帯が、受給する期間はどの位の長さであろうか。表2.5は世帯類型別と全世帯平均の受給期間を時系列で1962年から示している。先きに全世帯平均から見てゆくと、近年に向け傾向的に受給期間が短くなって来ており、1980年で

は3.7ヵ月となっている。これもスウェーデンに於ける公的扶助の顕著な特徴であるが、日本の場合に比べ非常に受給期間が短かい。このように受給期間が短かければ、公的扶助受給者比率が多少高くても他の所得保障制度の有効性について深刻な疑問を提出する必要はないかもしれない。但しこの点についての結論を出すには、先ず1980年以後における受給期間の推移を知る必要がある。次に世帯類型別に見ても1980年における受給期間の長さは相互に大きな差が無い。単身男性と子供の居ない単身女性及び子供の居ない夫婦の場合に、平均受給期間よりもやや短く、母子世帯の場合に平均よりやや長いと言えるのみである。その上、母子世帯の受給期間も1962年以来趨勢として短期化している。従って前期のように母子世帯の受給率が他の世帯の受給率に比べてかなり高くとも、子供を保育所に預けられるようになる迄のことである可能性もある。

それでは年齢階層別の扶助受給はどのような特色を持っているであろうか。表2.6は8つの年齢階層に区分して受給期間を示

表2.5 公的扶助平均受給期間（世帯類型別）（月）

世帯 類型	単身男性		単身女性		夫 婦		平均
	無子	有子	無子	有子	無子	有子	
1962	3.6	4.9	5.8	5.9	5.2	4.6	4.9
65	3.3	4.3	5.2	5.3	4.7	4.2	4.4
70	3.4	3.5	4.1	4.7	3.8	3.7	3.8
73	3.6	3.6	3.7	4.5	3.7	4.0	3.8
75	3.6	3.7	3.7	4.3	3.6	3.9	3.8
78	3.8	3.9	3.6	4.4	4.0	4.4	3.9
80	3.5	3.3	3.5	4.1	3.4	3.7	3.7

SCB, Socialvården, 各年。

表2.6 公的扶助平均受給期間（年令階層別）（月）

年令（歳）	0～15歳	16～29	30～39	40～49	50～59	60～66	67～74	75～
1962	4.9	3.6	4.4	4.8	5.5	6.2	5.0	5.4
1965	3.4	3.3	4.1	4.4	5.0	5.6	5.0	4.9
1970	3.1	3.2	3.8	4.0	4.3	4.6	4.1	4.3
1973	2.6	3.5	4.0	4.3	4.1	4.0	3.7	3.7
1975	2.6	3.5	4.0	4.1	4.0	4.0	3.6	4.0
1978	2.1	3.7	4.1	2.4	4.0	4.0	3.9	4.0
1980	1.6	3.5	3.8	3.9	3.9	3.7	3.6	3.9

注 1980年のみ60～64, 65～74となっている SCB. Socialvården 各年。

している。同表に於いても1978年までと1980年とでは、老齢年金の受給支給開始年齢繰り上げにより、60～74歳の部分で境界年齢に差のあることに注意して欲しい。この表によると、1980年の時点では0～15歳の受給者の受給期間だけが飛び抜けて短いが、他の年齢階層間では受給期間の長さに大きな差は無い。更に0～15歳の受給者の受給期間は、50歳以上の受給者の場合と共に1962年以来短期化の傾向が明瞭である。

最後に、外国籍の扶助受給者と外国籍の人口についてはの情報を少し整理しておきたい。表2.7はスウェーデン国籍人口、同国在住外国籍人口、および外国籍人口の全人口に対する比率を1950年以降につき示している。同表によると、1960年代に外国籍人口の割合が急激に増大したことが、1970年代前半にはやや減少したが、1970年代後半にはほぼ一定で、1980年に入ってから少しづつ減少していることが分かる。更に同表はストックホルム州とマルメ州とについて1980年以降の同種の統計を含んでいるが、前者に於ける外国籍人口の割合は全国レベルの約2倍、後者における同様の割合は全国レベルより幾分高めであること、前者に

表2.7 スウェーデン外国籍人口比（人，％）

年	(1)	(2)	(3)
	人口	外国籍人口	(2)/[(1)+(2)]
1950	6,918,109	123,720	1.8
1960	7,304,508	190,621	2.5
1970	7,669,949	411,280	5.4
1975	7,798,548	409,894	5.0
1980	7,896,270	421,667	5.1
1981	7,909,932	414,001	5.0
1982	7,922,009	405,475	4.9
1983	7,933,433	397,140	4.8
1984	7,952,056	390,565	4.7
ストックホルム州			
1980		149,501	9.8
1981		150,070	9.8
1982		149,861	9.7
1983		147,841	9.5
1984		145,184	9.3
マルメヒュース州			
1980		41,065	5.5
1981		40,214	5.4
1982		40,588	5.5
1983		40,176	5.4
1984		39,920	5.3

SCB. Statistisk Årsbok, 各年。

於ける外国籍人口の割合は1980年以降明瞭に低下傾向にあるが、後者に於ける同種の割合はやや低下の傾向を示すと言った程度である。

このような外国籍人口に関する知識の上に、外国籍者（外国籍世帯）の公的扶助受給に関する統計を紹介したい。表2.8は、1965年から1980年にかけての全国レベルでの全受給件数と外国籍受給件数および後者の前者に対する割合と、ストックホルム市における1980年以降の外国籍受給件数割合とを示している。同表によると、やはり1960年代後半に外国籍受給件数割合の急激な上昇を見ることが出来る。又、1970年代に入っても同割合の上昇傾向は続いているが、1978年以降は幾分低下している。全国レベルとストックホルム市との両数値が揃う1980年に於ける外国籍受給件数割合を見ると、同市に於ける同割合が全国レベルの同割合より遙かに高いことが分かる。これは同市が大都会であり、表2.8で見たように同州に於ける外国籍人口の割合が全国レベルの略2倍であったとこから容易に想像がつく。但し同市に於ける外国籍受給件数割合も、1980年以後減少傾向にある。

次に、世帯類型別に外国籍受給件数の全

受給件数に対する割合を、1965～1980年について示した表2.9の説明に移る。同表によると、1970年以降有子夫婦世帯に於ける外国籍受給件数割合が最も高く、1980年時点では四分の一を超えているのが非常に特徴的である。次に同件数割合の高いのは、子供のない夫婦世帯の場合であり、スウェーデン国籍の受給世帯を含む全受給世帯の場合に、夫婦世帯それも特に子供のいない夫婦世帯の受給ケースが少ない為であると思われる。第三に外国籍受給件数割合の高いのは単身男性であり、特に有子単身男性のその割合の高いことが目立っている。というのはスウェーデン国籍者を含む全有子単身世帯の受給ケースは、前記のように非常に少ないからである。

そこで外国籍受給件数を世帯類型別に分類して、どのような構成になっているかを次に検討しよう。表2.10はその為に1965～1980年の統計を示したものである。同表によると、全観察期間を通じて子供の居ない単身男性の割合が最も高く、続いて有子夫

表2.8 外国籍受給件数/全受給件数 (件, %)

	(1)	(2)	(3)	(4)
	受給件数	外国籍件数	(2)/(1)	ストックホルム市外国籍受給件数割合
1965	136,439	7,677	5.6	
1970	222,017	27,064	12.2	
1975	213,717	31,447	14.7	
1978	197,562	39,651	20.1	
1980	178,366	34,617	19.4	31.5
1981				30.9
1982				30.1
1983				28.5
1984				29.6

資料： SCB. Social vården 各年。

Stockholm Kommun, USK, Rapport nr, S 1985 : 12

表2.9 外国籍受給件数／全受給件数 (%)

	单身男性		单身女性		夫婦		平均
	無子	有子	無子	有子	無子	有子	
1965	10.7	7.1	4.2	5.6	4.3	7.9	5.6
70	14.6	13.2	7.8	9.2	8.2	16.7	12.2
75	13.5	17.0	9.8	12.5	17.1	22.5	17.1
78	19.3	19.4	16.7	16.1	24.3	27.6	20.1
80	18.5	19.5	16.8	15.5	23.4	26.7	19.4

SCB. Socialvården 各年。

表2.10 外国籍受給件数の世帯類型別構成比

1965	43.7	0.4	12.5	12.2	7.1	23.8	100.0
70	40.3	0.6	13.7	9.4	7.5	28.5	100.0
75	33.9	0.9	12.5	13.2	10.1	29.4	100.0
78	38.6	1.2	15.2	13.0	8.5	23.4	100.0
80	37.0	1.4	15.3	14.6	7.7	23.9	100.0

資料： Socialvården 各年。

表2.11 外国籍受給者の年齢構成比

年齢才	1965	1970	1975	1978	1980
0～15	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
16～39	67.4	76.0	72.6	74.2	74.1
40～66	27.6	21.7	24.6	22.3	21.9*
67～	4.5	2.2	2.7	3.4	3.9*
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注：*は40～64, 65～才

SCB ; Sovalvården, 各年。

婦世帯となっている。但し前者の構成比は、観察期間中に低下傾向を示しており、1980年におけるその割合は1960年代におけるよりもはるかに小さいが、後者の構成比は1960年代半ばから1970年代半ばにかけて増大した後、又1960年代半ばの水準に戻っている。いずれにせよ有子夫婦世帯が全受給世帯の四分の一弱を占めているのは、スウェーデン人の受給世帯を含む場合と決定的に異なる点である。これらに続いて構成比の高い世帯が、子供の居ない单身女性及び有子单身女性である点は、スウェーデン国籍の受給世帯を含む場合とかわらない。但し、单身女性（子供が居ない場合もいる場合も）

の構成比が観察期間中に増大して来ている点は異なっている。子供の居ない夫婦世帯の構成比が最も小さい点についても、スウェーデン国籍の受給世帯を含む場合と同じである。

外国籍受給者についての最後の検討は、彼等の年齢階層別構成である。表2.11は、1965～1980年に関するその種の情報を与えてくれる。年齢階層区分、及び40歳以上層の1978年前と1980年に於ける境界年齢の相違は前出の表2.6と同じである。同表に於ける1980年の状況を観察すると、やはり16～39歳層の割合が最大であるが、その割合の大きさはスウェーデン国籍者を含む1980年に於ける全国レベルの場合のそれよりもかなり大きく、更に、1984年におけるストックホルム市のそれよりも大きい。従って40歳以上層の構成比が、スウェーデン国籍の受給者を含む全国レベル及びストックホルム市の場合よりも、小さくなっている。しかし16～39歳層の構成比が1960年代半ばよりも1980年時点に於いてより大きいこと、及び40歳以上層の構成比が1960年代半ばよりも1980年時点に於いてより小さいことは、スウェーデン国籍受給者を含む場合と同じである。

2. 公的扶助費の規模と地域格差

(1) 公的扶助費の規模

表2.12は当年価格で評価された公的扶助費の絶対額と、それらを1949=100として指数化された値とを1949年から1985年まで（但し1984年と1985年との数値は暫定の概

表2.12 公的扶助費の推移

(百万SK, %)

	公的扶助費 (名目)	1949 = 100	対GDP比	対福祉 支出比	対コミュニ- ン 經常支出比	公的扶助費 (1949価格)	1949 = 100
1949	71.9	100				71.9	100
1950	76.2	106		3.0		75.4	105
1951	84.4	117		2.9		72.1	100
1952	99.1	138		2.9		78.7	109
1953	108.6	151		3.0		84.8	118
1954	115.2	160		2.8		89.3	124
1955	100.1	139		2.1		75.3	105
1956	105.7	147		2.0		76.0	106
1957	119.6	166		2.0		82.5	115
1958	129.9	181		2.0		85.5	119
1959	135.8	189		1.9		88.8	124
1960	125.4	174	0.17	1.7		78.9	110
1961	120.6	168	0.15	1.5		74.0	103
1962	129.9	181	0.15	1.4		76.4	106
1963	127.2	177	0.14	1.2		72.7	101
1964	130.3	181	0.13	1.1		72.0	100
1965	144.9	202	0.13	1.0	0.87	76.2	106
1966	172.0	239	0.14	1.0	na	85.1	118
1967	209.3	291	0.16	1.0	na	99.2	138
1968	252.9	352	0.18	1.1	na	117.6	164
1969	292.0	406	0.23	1.1	0.91	132.1	184
1970	358.5	499	0.21	1.2	0.97	151.9	211
1971	443.7	617	0.24	1.2	na	174.7	243
1972	496.1	690	0.24	1.2	na	184.4	256
1973	527.0	733	0.23	1.1	0.98	183.6	255
1974	529.9	737	0.21	0.9	na	167.7	233
1975	588.8	819	0.20	0.8	1.11	169.7	236
1976	672.5	935	0.20	0.8	1.03	176.0	245
1977	749.2	1,042	0.20	0.7	1.05	175.9	245
1978	861.1	1,198	0.21	0.7	0.92	183.6	255
1979	863.2	1,201	0.19	0.6	0.87	172.0	239
1980	942.3	1,311	0.18	0.6	0.98	165.0	229
1981	1,180.0	1,641	0.21	0.7	1.35	184.3	256
1982	1,764.6	2,454	0.28		1.58	253.9	353
1983	2,276.4	3,166	0.32		1.50	300.7	418
1984	2,759.4	3,838	0.35			337.3	469
1985	3,300.0	4,590					

SCB. Socialvården, 各年。

SCB. Statistisk Årsbok, 各年。

OECD. National Accounts of OECD Countries.

SCB. Kommunernas Finanser, 1984

算値) 辿り、また名目額の対GDP比、対福祉支出総額比及び対コミュン経常支出比を、統計の入手出来る限り遡って算出し、それらに1949年価格で評価された公的扶助費とその指数化された値(1949=100)との時系列を書き加えたものである。尚ここで言う福祉支出総額とは、社会保障関係の費用総額を指している。更に、同表の指数部分をグラフ化したものが図2.4公的扶助費増加の推移、三つの比率をグラフ化したものが図2.5公的扶助費の規模の推移である。

同表と図2.4とにより、公的扶助費は名目額で過去36年間に約46倍、経常価格で35年間に約4.7倍に増えたこと、即ち大雑把に言って評価の仕方が増え方に約10倍の差の生じることが分かる。それでは国民経済の規模や社会保障関係費用の規模、更にコミュンの財政規模に比べて公的扶助の費

用がどの位の大きさを推移して来たかを、同表と図2.5とによって見ると、最近年の1984年の時点に於いても対国民経済の規模で0.35%と極く僅かであるが、1960年代よりも1970年代、1970年代よりも1980年代にその規模の膨らんで来ていることが分かる。特に1960年代の後半と1980年代になってからの膨らみ方が大きい。その理由について述べると、1960年代の後半は前記のように移民の流入と扶助基準の上昇とが可能性として考えられるし、1980~1982年は国民経済の停滞をあげ得るが、1983年以降については不明である。

ところでスウェーデンに於ける公的扶助費の規模を、他の先進諸国に於けるそれらと比べた場合にどのようなことが言えるであろうか。表2.13は、公的扶助受給率のところで取り上げた国々とスウェーデンとについて、公的扶助費の対GDP比を比較し

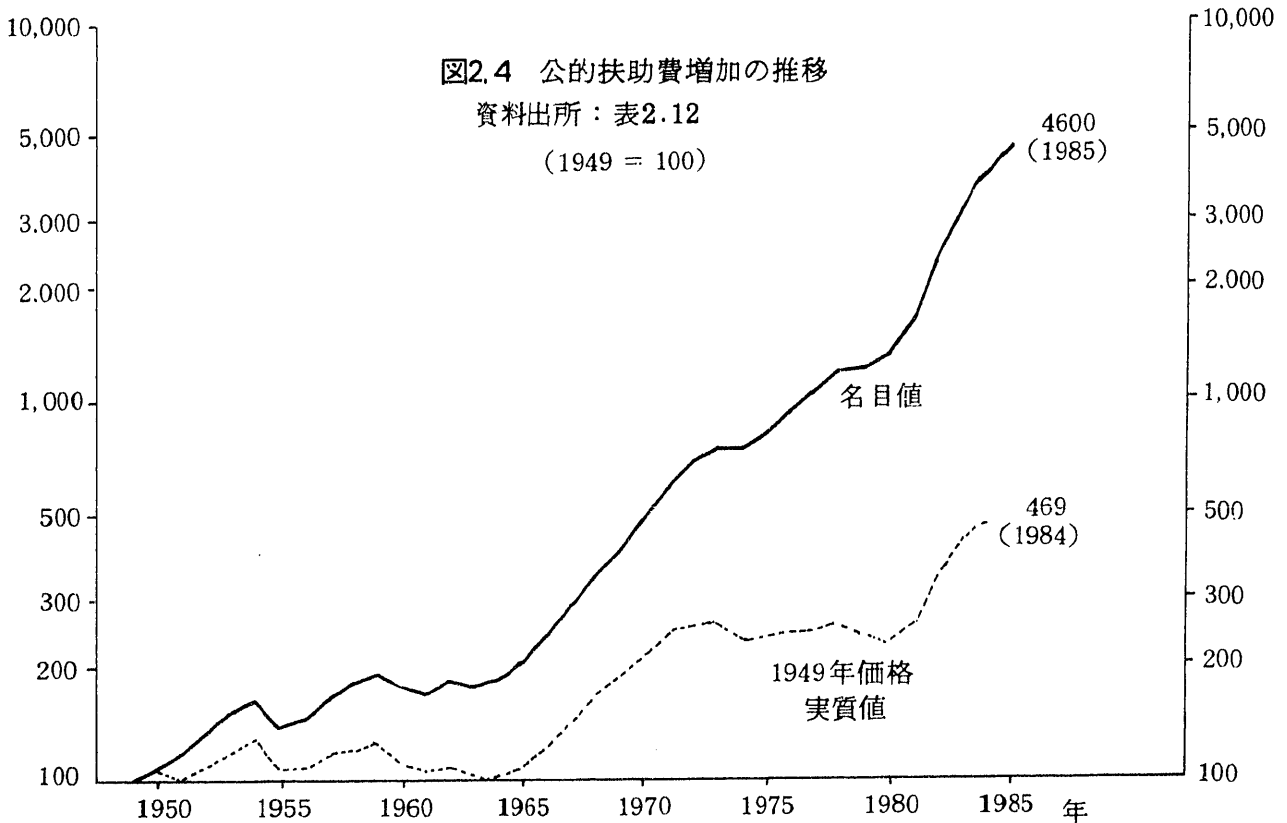


図2.5 公的扶助費の規模の推移
資料出所：表2.12

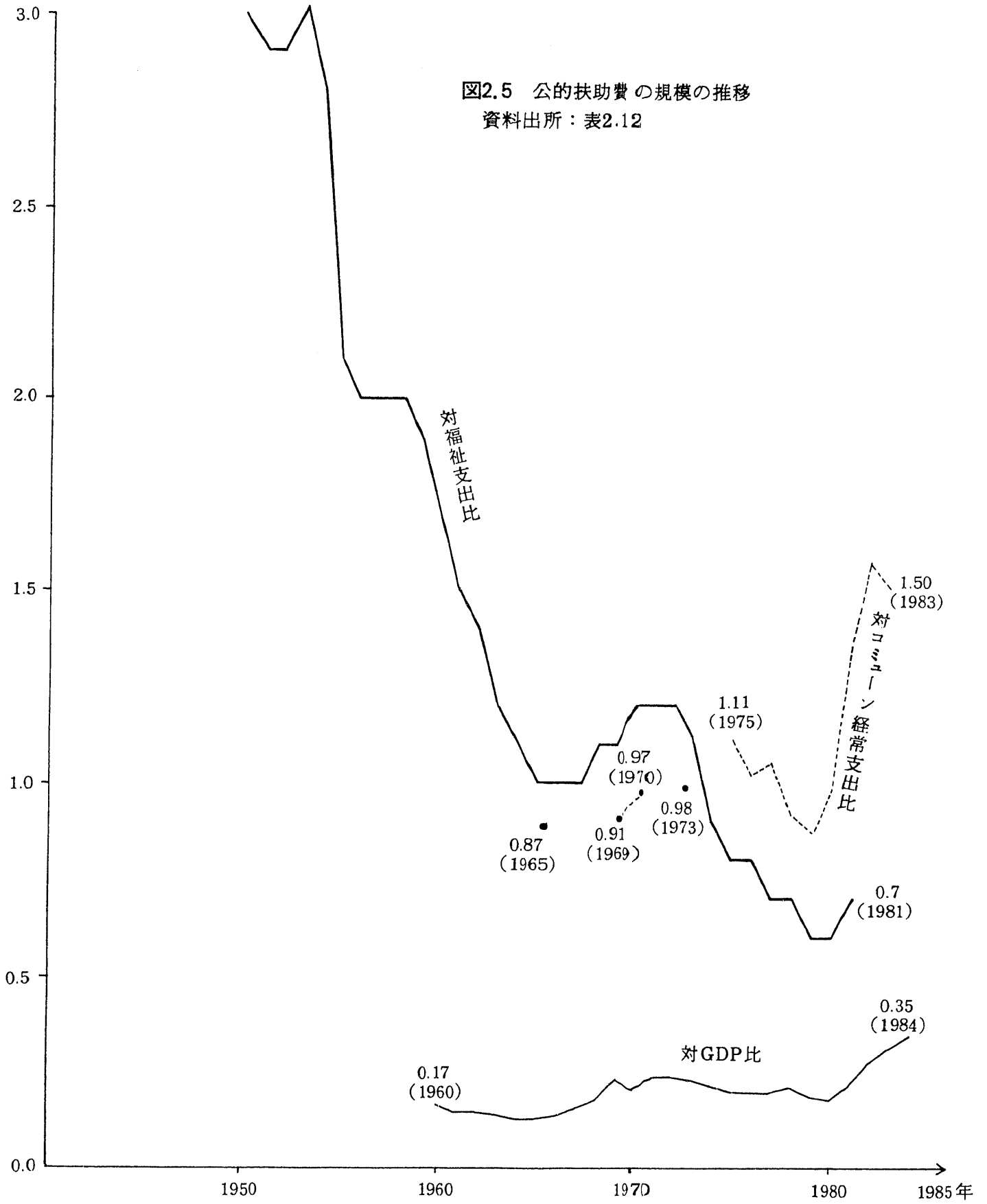


表2.13 公的扶助の費用 (1980)

	絶対額 (百万各国通貨単位)				対GDP比 (%)			
	医療	医療以外の現物	現金	合計	GDP	医療扶助	現金	合計
フランス	—	—	111,083.6	111,083.6	2,769,317	—	4.0	4.0
西ドイツ	5,163	1,015	7,953	14,131	1,481,360	0.3	0.6	1.0
日本 (1983)	786		614	1,400	274,568	0.3	0.2	0.5
スウェーデン	—	—	942.3	942.3	525,099	—	0.2	0.2
イギリス	—	2,362	2,717	5,079	229,560	—	2.2	2.2
アメリカ	26,170	74	32,234	58,478	2,606,625	1.0	1.2	2.2

ILO, Cost of Social Security, 1985

社会保障研究所, S58年度社会保障給付費

OECD, National Accounts of OECD Countries, 1960—1983.

SCB, Allmänförsäkring, 1982.

M.パッカード「スウェーデンの年金制度と退職選択」① 週刊社会保障, S58. 4.25.

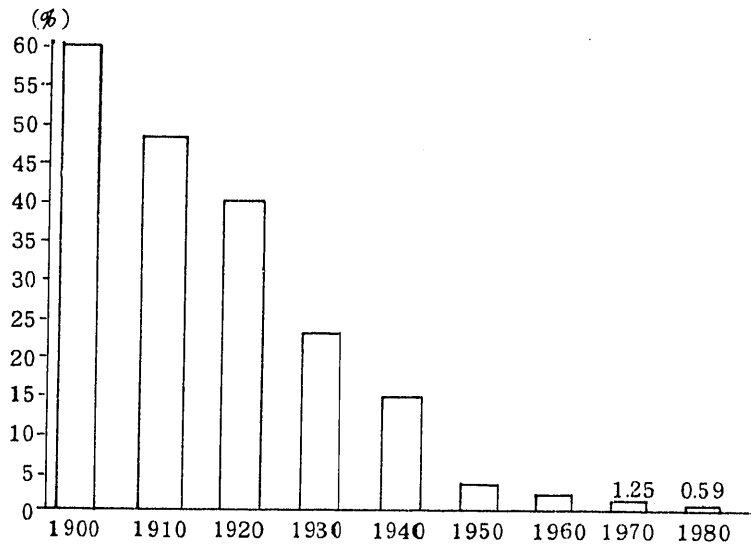
たものである。これを見るとその比率は日本よりやや低目、6カ国中で最も低水準にあることが分かる。その理由は恐らく失業率と他の福祉制度の整備状況の差による。後者の点については、医療扶助費の対GDP比欄を見ることで理解される。即ちスウェーデンの場合とイギリスの場合には、医療扶助の制度自体がなくて済むことが現れていると言えよう。

次に社会保障関係費用に占める割合を辿ると、趨勢的に同割合が低下して来ていること、即ち社会保障制度全体に於ける公的扶助制度の重要性の減少して来ていることが明瞭に示されている。特に、1950年代の半ばと1950年代の終から1960年代の前半に大きく低下していること、及び1980年代に入ってから上昇傾向の予想されること、しかし最近年が1981年とやや古いことが目につく。尚、最近4～5年に於けるその割合

は0.6～0.7%と極めて小さい。ところでJ.ナセニウスは前記の未公開論文の中で、公的扶助費の対福祉支出比を今世紀の初頭から1970年に至るまで10年ごとに図示しているが、そこでの福祉支出とは上記の社会保障関係支出に相当する。それ故、1980年の数値を描き加え図2.6として本報告中に掲げておいた。

この超長期的な図を見ると1900年当時、その割合が60%にも上っていたことが分かる。しかし10年後の1910年には50%を下廻る水準にまで下がり、その後も一貫して急速に低下し、第二次大戦直後の1950年には5%を下廻るに至った。そして1970年の同比率は僅か1.25%、最近年の1980年にはさらにそれを下廻る0.59%と非常に小さい数値になっている。この間、1920年～1930年と1940年～1950年の低下が大きい。即ち、これら両時期に特に目立った福祉制度の創

図2.6 公的扶助費の対福祉支出比（全スウェーデン）



資料：Statistiska centralbyrån (SCB), J.Nasenius "Swedish Social Policy in Adverse Economic Climate," 未公開論文

設や改善があったことと対応している。例えば、1924年の児童保護法は救貧法から児童関係の分野を切り離したし、保護適用年齢を15歳から18歳に拡張した。又、1948年の国民年金の改革や児童手当の一般化もその例である。しかし、このように超長期の百年近い期間に亘る時系列を見ると、スウェーデンに於ける福祉制度全体の発達や、その中で公的扶助制度の持つ意味の変遷が別の面から容易に理解出来るであろう。

最後に、コミュニティ財政にとって公的扶助の費用がどの程度重要な支出であるかを、コミュニティの資本支出を除く経常支出に対する比率で測ることとする。この時系列はコミュニティの経常支出に関する統計が整わないためかなり断続的であるが、1965から1975年にかけては上昇傾向が推測され、その後1970年代終まで下降しているのが観察される。しかし1980年代に入ってから急上昇に転じており、今後の動向が注目され

る。但し、最近年の1983年には幾分落ち着く兆しを示しており、又ここ2～3年に於けるその規模は1.5%と対福祉支出比の約2倍の水準に過ぎず、全国平均のこの数値による限りコミュニティの財政をそれ程圧迫しているとは考えられない。

以上三種の比率の動きを比較すると、対福祉支出比は全観察期間に亘って低下しているが、対コミュニティの経常支出比と対GDP比の両者は資料の得られる期間全体を通して見る場合、逆に上昇傾向にあり両比率の水準自体は低くとも将来に向けて、必ずしも楽観を許さない。

注16) 通念では、スウェーデンに於いてこそ男女平等が最も進んでいるとされているが、やはりこのような問題は依然として残っている。今、OECD, *Integration of Women into the Economy*, 1985によって同国における男女

論文

の賃金格差を調べると、1981年の非農業部門に於ける女性労働者の平均時間給は、男性労働者のその約90%となっているが、これはあくまでも全体の平均である。同じ文献によって部門別の格差を比較すると、小売

業や金融業に於ける女性雇用者の稼得は後者のその70%強にしか過ぎない。尚、政府部門に於ける格差は、女性雇用者の稼得が男性雇用者のその90%弱という平均的な水準である。

お詫びと訂正

本誌77号について、下記のとおりお詫びして訂正します。

誤

正

(10ページ左段8行目)

夫婦が

夫婦(子供あり)が

(18ページ 注10 2行目)

一番が瀬庸子

一番が瀬康子

(48ページ右段11行目)

1.12m

1 : 12m